

衆議院内閣委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 4 月 7 日（水）、第 15 回の委員会が開かれました。

1 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第 14 号）

・坂本国土大臣、赤澤内閣府副大臣、三原厚生労働副大臣、吉川内閣府大臣政務官、大隈厚生労働大臣政務官、こやり厚生労働大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）日本銀行企画局長 清水誠一君

（質疑者）安藤裕君（自民）、高木啓君（自民）、古屋範子君（公明）、大西健介君（立民）、森山浩行君（立民）、森田俊和君（立民）、早稲田夕季君（立民）、阿部知子君（立民）、岡本あき子君（立民）、塩川鉄也君（共産）、足立康史君（維新）、山尾志桜里君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

安藤裕君（自民）

- （1） 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案
 - ア 市町村子ども・子育て支援事業計画に関係機関相互の連携の推進に関する事項を定めることの意義
 - イ 事業主拠出金の上限割合を引き上げることの意義
 - ウ 子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の内容
- （2） 令和 2 年あるいは令和 3 年の出生数の見込み
- （3） 少子化対策
 - ア 若年層の安定雇用及び所得の増加への対応
 - イ 奨学金の返済免除等を行う必要性
- （4） 国債を発行するとマネーが増えて国民は豊かになること及び償還するとマネーが減って国民は貧困化することの確認
- （5） 新型コロナウイルス感染症対策のため大量の国債が発行されたにもかかわらず物価及び金利が上がらず、為替が安定している理由

高木啓君（自民）

- （1） こども庁創設に向けての坂本国土大臣の決意
- （2） 児童手当法改正によって児童手当の特例給付の対象者の規定がどのように変わるかの確認
- （3） 多子世帯への給付を充実させる必要性
- （4） 事業主拠出金
 - ア 令和 7 年度までの拠出金率の見通し
 - イ 拠出金率を引き下げる必要性
- （5） 子供関係予算全体の増額を図る必要性
- （6） 保育水準に支障を来さない範囲で保育士の確保を考える必要性
- （7） 認可外保育施設の無償化の対象範囲についての検討状況
- （8） 子ども・子育て支援制度の保育の人材に対する支援に係るいわゆる 0.3 兆円問題の現状

古屋範子君（公明）

- （1） 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を国民に周知するとともに速やかに支給する必要性
- （2） 子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の予算額が 2 億円、対象企業が約 400 社で十

分であるかの確認

- (3) 児童手当の支給基準を世帯合算の所得に変更すべきとの財政制度等審議会の建議（令和2年11月25日）に対する坂本国土大臣の見解及び今後の見通し
- (4) 「新子育て安心プラン」の実施に必要な財源は、政府全体の予算から幅広く確保する必要性
- (5) 子どもの権利を守るための基本法制定の必要性

大西健介君（立民）

- (1) 出生数の低下問題
 - ア コロナ禍で出生数が80万人を下回る可能性がある状況に対する坂本国土大臣の認識
 - イ 出生数が80万人を下回れば少子化非常事態宣言を発令する必要性
- (2) 児童手当の特例給付の対象者の縮小
 - ア 特例給付の受給者の約8割が特例給付の廃止報道に否定的な回答を示したアンケート結果に対する坂本国土大臣の見解
 - イ 特例給付の廃止と支給基準の見直しを実施された場合、2人目以降の子供を希望する世帯が約2割低下するとのアンケート結果に対する坂本国土大臣の見解
 - ウ 家族関係社会支出を増やせば出生率は上昇することの確認及び少子化克服のために家族関係社会支出を大幅に増やすことに向けた坂本国土大臣の決意
 - エ 高所得者にも支給する民主党政権の子ども手当に対する坂本国土大臣の認識
 - オ 子ども支援策の所得制限に関する政府の考え
 - カ 特例給付の支給対象外となる年収1,200万円の人は高所得者であるかの認識
 - キ 年収1,200万円の者の手取り額
 - ク 年収1,200万円でも多子世帯の場合は生計費が赤字になるケースがあるとのシミュレーションに対する坂本国土大臣の見解
 - ケ 高所得者ほど税・社会保険料の負担が受益を上回っているとの内閣府の資料に対する坂本国土大臣の見解
 - コ 小学校3年生以上の子供を持つ高所得者は幼児教育無償化の恩恵を受けられないことに対する坂本国土大臣の見解
 - サ 高校授業料無償化の対象外である世帯は、児童手当を高校や大学の進学費用のために貯蓄しているというアンケート結果に対する坂本国土大臣の見解
 - シ 子育て支援の財源は所得制限ではなく、累進課税や金融資産課税の強化で確保する必要性
 - ス 待機児童対策は共働き世帯以外の世帯への恩恵がないとの指摘に対する坂本国土大臣の見解
 - セ 都市問題である待機児童対策と国全体の問題である特例給付の対象者の縮小の整合性
 - ソ 特例給付の見直しの財源効果が370億円である一方、システム改修費に289億円を要することの問題

森山浩行君（立民）

- (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画
 - ア 第二期計画の達成状況及び課題
 - イ 各地域における子ども・子育て支援事業に係る課題を聴取し同計画に反映する必要性
 - ウ 今回の改正において任意的記載事項を追加した趣旨
 - エ 子ども・子育て支援の提供に伴う関係機関として、無認可の保育所やNPO等も含め共に活動していくことを発信すべきとの考えに対する坂本国土大臣の見解
 - オ エに関して、関係機関に対して市町村から呼びかける必要性
- (2) プラチナくるみん認定及びくるみん認定

- ア 認定数の現状及び今回の制度は認定数を増やすためであることの確認
- イ くるみん認定企業の助成金額を規模にかかわらず一律 50 万円としている理由
- ウ 令和 3 年度予算 2 億円の妥当性
- (3) 保育士等の待遇改善
 - ア 地域手当の算定の基となる地域区分の趣旨
 - イ 地域区分について、経済圏として考えて見直す必要性
 - ウ 国家公務員の地域手当の地域区分を保育士等の給与に反映させる必要性
- (4) 地域子供の未来応援交付金の内容
- (5) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置の推進状況
- (6) 発達障害児の保護者への支援としての単位加算の現状
- (7) 児童相談所における児童福祉司の増員状況
- (8) 乳幼児健診未受診者及び未就園児の家庭への訪問の取組状況
- (9) 文化芸術団体と連携し、児童生徒への文化芸術体験の提供のための環境整備を図る必要性

森田俊和君（立民）

- (1) 坂本内閣府大臣の子育てに対する思い
- (2) 法案や制度の検討過程における子供たちの声の把握方法
- (3) 常勤保育士が不在の場合でも、一定の場合には、保育が可能としている背景
- (4) 常勤保育士がいないことによる弊害の有無
- (5) 自宅への保育を促す形も選択し得るよう環境整備を図る必要性
- (6) 男女問わず育児休暇を取得しやすくし、保育園の負担を軽減する必要性
- (7) 妊娠届提出前の妊婦健康診査の無償化の必要性
- (8) 若年妊婦等への支援等
 - ア 支援体制の整備を図る必要性
 - イ 相談窓口の周知など相談体制の充実を図る必要性

早稲田夕季君（立民）

- (1) 児童手当の特例給付の対象者の縮小
 - ア 年収 1200 万円以上の生計維持者の世帯に対し子供の就学後は公的支援が無いことの確認
 - イ 上記生計維持者の子育て世帯は、高校の無償化の対象外であり、配偶者控除はなく、年少扶養控除の廃止による増税が行われ、子育て罰ではないかとの意見に対する坂本内閣府大臣の見解
 - ウ 不妊治療への助成には所得制限を撤廃する一方、児童手当の特例給付には所得制限を導入することは政策が不整合ではないかとの意見に対する坂本内閣府大臣の見解
 - エ 児童手当の特例給付対象の削減分の財源確保のための総合的検討を行ったかの確認及び削減分の財源を捻出できなかったことは少子化対策担当大臣として力不足ではないかとの意見に対する坂本内閣府大臣の見解
 - オ 子育て予算及び家庭的予算を増額する必要性
- (2) 企業主導型保育事業
 - ア 令和 2 年度末における定員見込み数及び定員の充足率
 - イ 定員の充足率が低いままでは子育て安心プラン等における保育施設の受皿の目標を達成したとは言えないのではないかとの意見に対する坂本内閣府大臣の見解
 - ウ 新子育て安心プランにおける受皿の整備目標のうち同事業により計画している人数
 - エ 地域との連携により、地域の保育需要動向を把握し差分を埋める手法で同事業を実施する必要性
 - オ 新子育て安心プランにおいて同事業を実施しないことを踏まえても更に事業主拠出金の負担割合

- の上限を引き上げたかの確認
- (3) 企業主導型保育事業における不正受給
 - ア 平成 28 年度及び平成 29 年度における助成の取消し又は自らの取りやめによる返還要求分の返還の有無
 - イ 要返還額 13.9 億円のうち実際の返還額 0.8 億円という数字が判明した時期
 - ウ 児童育成協会から事業者に対する不正受給の返還要求額及び返還額が明確でないまま同協会を実施主体として再決定した理由
 - エ 児童育成協会から内閣府への返還についての対応方針の検討期限
 - (4) 企業主導型保育事業における執行上不用となり返納された積立金を、児童手当の特例給付の財源に補充する必要性
 - (5) 保育士給与の改善
 - ア 令和 3 年度における処遇改善の状況
 - イ 保育士が受け取る実態賃金及び年間賃金の実績と公定価格による人件費との差額

阿部知子君（立民）

- (1) 待機児童問題
 - ア 保育の受皿の整備状況
 - a 令和 2 年度末時点での目標に対する整備状況
 - b 新子育て安心プランの必要量は、各都道府県が積算した保育の実際の必要量見込みの積上げにより算定しているかの確認
 - イ 希望どおりでない保育園に入園している児童を待機児童と捉えるかどうかで保育の必要量が変化する点についての見解
- (2) 企業主導型保育事業
 - ア 待機児童解消加速化プラン、子育て安心プランそれぞれにおける保育の受皿の目標
 - イ 助成定員数の累積を 10 万 5 千人とした算定根拠
 - ウ 助成定員数の見通しが甘いのではないかと指摘に対する見解
 - エ 剰余金の積立金残高が令和元年度決算で 3,855 億円あることの確認及びそのことに対する坂本国務大臣の所見
 - オ 3,855 億円の積立金残高の内訳
 - カ 内部通報窓口への通報内容及びその件数並びに通報窓口の充実がなされているかの確認
- (3) 保育士による虐待を含む不適切保育に対する厚生労働省の認識及び対応策
- (4) 1 歳児及び 2 歳児に対する保育士の配置基準を 1 対 5 とすることについての見解
- (5) 保育所の運営費の弾力運用における人件費比率の算定割合及び健全な運営のため人件費比率を公示する必要性
- (6) 各保育所の人件費比率の財務諸表を内閣府ホームページで公表する必要性

岡本あき子君（立民）

- (1) 本法律案の趣旨
 - ア 14 万人の保育の需要の増大に対応するための財源として児童手当の特例給付を一部廃止することとしたのか否かの確認
 - イ 保育の需要の増大に対応するために事業主拠出金の 1,000 億円の上乗せの協力を得たのか否かの確認
 - ウ 女性活躍を目的とするのではなく子ども・子育て支援を目的としていることの確認

- (2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
 - ア 同給付金が本年3月16日の関係閣僚会議で決定されたにもかかわらず、4月になっても支給に向けた制度設計が行われていない理由
 - イ 同給付金の支給開始時期を5月から4月中に前倒しできる可能性
 - ウ 住民税非課税世帯に対しては、昨年6月に確定した令和元年分の所得に基づき支給した上で、対象から漏れる世帯についても本年6月に確定する令和2年分の所得に応じて支給する必要性
- (3) 待機児童対策事業
 - ア 厚生労働省所管の保育所等整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金及び企業主導型保育事業費補助金の令和元年度における執行率、次年度への繰越額及び国庫に返納した不用額
 - イ 繰越額及び不用額となった補助金が計1,000億円に達することを踏まえて、特例給付を削減しなくても当初予算の中で待機児童対策に要する費用を確保できている可能性
- (4) 昨年5月に策定した少子化社会対策大綱を、コロナ禍の現状を踏まえて5年間待たずに速やかに見直す必要性
- (5) 新型コロナウイルス感染症への対応
 - ア 新型コロナウイルスの変異株に関する政府の対応
 - イ E484K変異株の感染者に対する退院の基準
 - ウ 無症状陽性者の自宅待機期間が10日間であるのに対し、無症状の濃厚接触者の自宅待機期間が14日間であることの是非
 - エ まん延防止等重点措置が適用された地域について、飲食店以外の事業者に対して国が協力金を直接支給する制度の必要性

塩川鉄也君（共産）

- (1) 保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応
 - ア 保育所等における感染防止対策の努力の実態についての坂本国務大臣の認識
 - イ 子ども・子育て支援施設で働く職員に対して慰労金を支給する必要性
 - ウ 保育所職員を対象とする社会的PCR検査を定期的実施する必要性
 - エ 地方公共団体による社会的PCR検査の実施に伴う財政負担を軽減するため、国が検査費用を直接補助できる仕組みの導入若しくは特別交付税に基づく措置を講ずる必要性
- (2) 新子育て安心プラン
 - ア 短時間勤務の保育士の活用に係る本年3月19日付厚生労働省事務連絡において、最低基準上の保育士定数は常勤の保育士をもって確保することを原則としている理由
 - イ 子供や保護者への対応を十分に行うため、常勤の保育士の確保が必要であることの確認
 - ウ 保育士は保育の専門職として重要な役割を担っていることの確認
 - エ 職員配置の最低基準が改善されないまま、細切れで短時間勤務の保育士を配置することにより、保育の質及び子供にとっての安心・安全な環境を確保できなくなることに対する懸念
 - オ 常勤の保育士の確保が困難である理由
 - カ 保育士の長時間労働及び責任の重さと比較してその業務に見合った処遇がなされていない可能性
 - キ 保育士の賃金と全産業平均の賃金との格差
 - ク 保育士の賃金水準の引上げについて政府が考える水準
 - ケ 保育士の賃金水準を早期に全産業平均並みに引き上げる時期
 - コ 達成時期を設定せずに保育士の賃金を改善することの是非
 - サ 常勤保育士を短時間勤務の保育士に置き換えると常勤保育士の処遇改善を妨げるものになる可能性
 - シ 保育士の配置基準の改善及び大幅な増員を図る必要性
 - ス 4歳児及び5歳児の配置基準を30対1から25対1に引き上げる時期

- セ 保育士資格を持たない保育補助者の勤務時間を月30時間以内とする基準を撤廃することによって保育士の処遇改善が図られなくなる可能性
- ソ 保育補助者の活用実績
- (3) 児童手当の特例給付の一部廃止
 - ア 我が国の家族関係予算が主要国の対GDP比の家族関係支出と比較して少ない中で、特例給付を削減することの妥当性
 - イ 本法律案附則における子ども・子育て関連予算に係る財源の在り方の検討の内容

足立康史君（維新）

- (1) 株式会社フジ・メディア・ホールディングスの外資規制違反の疑いのある事案
 - ア 外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）の対内直接投資に係る安全保障上の規定についての確認
 - イ 外為法の規制基準に発行済株式総数に対する外国投資家の保有割合及び議決権があることの確認
 - ウ 外為法の規制体系における外国投資家についての密接関係者の範囲
 - エ 放送法及び電波法における外資規制の観点
 - オ 放送法における外資規制内容
 - カ 放送法における外資規制に安全保障の観点が含まれていることの確認
 - キ 外為法と放送法及び電波法とにおける外資規制の違い
 - ク 放送法において外資規制比率を2割としている理由
 - ケ 放送事業者へ議決権を有する外国投資家の確認の有無
 - コ 株式会社フジ・メディア・ホールディングスに対して株式会社東北新社と同様の免許取消し処分を検討しているかの確認
- (2) 少子化対策
 - ア 30年前から続く少子化の進行を改善できていない責任に対する見解
 - イ 少子化という分野が政府の責任が問われる政策分野であるかの確認
 - ウ 中長期的な人口動態に関する目標設定の有無
 - エ 「ニッポン一億総活躍プラン」及び「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」において維持するとされている人口一億人の中に外国人が含まれるかの確認
 - オ 中長期的な外国人の受入れに関する数値目標の有無

山尾志桜里君（国民）

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6に基づく感染を防止するための協力要請
 - ア 事業者がマスク会食に応じない客に対して退店強制まで行う妥当性
 - イ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5の「入場の禁止」には退店が含まれるとする根拠
 - ウ 協力要請を受けて義務を負うのが事業者か客かの確認
 - エ 事業者が協力要請又は命令に応じていることの判断基準
 - オ マスク非着用による退店要求に応じない客が刑法上の不退去罪に当たる可能性もあったとした令和3年4月1日の参議院議院運営委員会における西村国務大臣の答弁を修正する必要性
- (2) 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者に対する事業規模に応じた補償に関する検討状況
- (3) 児童手当の特例給付の対象者の縮小
 - ア 特例給付の見直しに伴うシステム改修費
 - イ 今後、特例給付の対象者外となる所得基準を引き下げた場合の法改正の必要性

- ウ 特例給付の対象者外となる所得基準を法律事項ではなく政令事項とした理由
 - エ 所得基準のモデルケースを共働き世帯としなかった理由
 - オ 待機児童対策として必要となる 370 億円を他の予算から捻出しなかった理由
- (4) 新子育て安心プラン
- ア 「新子育て安心プラン」における短時間勤務の保育士の活躍促進（常勤保育士 1 名に代え短時間保育士 2 名で可とする措置）に「待機児童が存在する市町村において」という条件を付している理由
 - イ アの措置を実施する期間
 - ウ 児童虐待について、昨年度の特別指導監査件数、虐待確認件数並びに事業停止命令及び認可取消し件数
 - エ 保育の質を向上させることに対する坂本内閣府大臣の見解